

会議の概要

議長

定刻になりましたので、ただ今から平成30年10月第30回総会を開会いたします。開会時間は午後1時31分です。なお本日の会議において農業委員会等に関する法律第29条により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日の欠席者はありません。出席農業委員会委員は14名中14名で、定員数に達しておりますので、総会は成立しております。出席を求めた農地利用最適化推進員の出席人数は9名です。それではただいまより総会を開会いたします。おねがい事項として、質疑等は挙手の後、許可を得て起立して、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。次に、携帯電話はマナーモードに設定し、緊急以外は通話しないをお願いいたします。

それではこれより審議にはいります。

まず、日程1議事録署名委員の指名に移りますが、今月は議席番号7番田下委員と、議席番号8番根岸委員をお願いいたします。

それでは日程2議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」を上程いたします。今月は1件の申請がありました。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい。命によりまして、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」、を説明いたします。議案書の朗読をもって説明いたします。

(議案第1号について、記載事項を読み上げ、説明)

「農地法」テキストをお持ちの方は、8ページ以降に、農地法第3条の許可の要件が記載されています。記載事項の内容から、農地法3条第2項に当たる4つの許可要件のうち「農作業常時従事要件」については年間150日以上を超えており、また「下限面積要件」については、50aを超えていることから、この2つの要件は満たすと考えます。残りの2要件、申請農地を含め、申請者が経営している農地について、すべて効率的に利用していることという「全部効率利用要件」、周辺の農地利用に影響を与えないことという「地域との調和要件」につきましては、竹沢地区委員さんの現地調査報告で確認をお願いします。以上で内容説明とさせていただきます。

議長

ありがとうございます。それでは現地調査報告を担当調査区の竹沢地区の委員よりお願いいたします。

13番山田委員

はい。13番山田が報告いたします。10月20日土曜日9時から農業委員2名、推進委員2名、合計4名で現地調査を行いました。場所は案内図をご覧ください。該当地につきましては自宅前の畑になり、現在は葉物等が作付けされておりきれいに管理されておりました。ほかに借入をされている農地についてですが、ご自宅から5分～10分くらいの場所です。一か所は草かり管理のみの場所がありましたが、ほかの農地についてはなすやピーマン、こかぶ、葉物類が作付けされておりました。先ほどの4つの要件に関しては問題ないかと思えます。ご審議よろしくおねがいします。

議長

はい。ありがとうございます。それではこれより議案第1号について質疑をお受けいたします。まずはじめに農業委員のみなさんの質問意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

議長

ないようですので、それでは推進委員のみなさんどうでしょうか。

(挙手なし)

議長

よろしいですか。ないようですのでそれでは採決にはいります。只今の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

はい。ありがとうございます。それでは全員賛成により、議案第1号は可決、承認されました。ありがとうございます。

つづきまして日程3、「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」にはいります。今月は4件の届出がありました。事務局より順次報告をお願いします。

事務局

はい。命により報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」を報告させていただきます。今月は4件の届出がありましたので上から順に報告させていただきます。

(報告第2号申請番号1～4について記載事項を読み上げ、説明)

以上4件、報告とさせていただきます。

議長

はい。ありがとうございました。

つづきまして、日程4報告第2号「農地法第5条の許可処分取下申請について（所有権移転取下）」を上程いたします。事務局より報告をお願いいたします。

事務局

はい。それでは報告第2号「農地法第5条の許可処分取下申請について（所有権移転取下）」を議案書の朗読をもって報告いたします。

(報告第2号申請番号1について記載事項を読み上げ、説明)

本申請につきましては、先月の総会で皆様に審議していただき、「不許可相当」となったものです。

先月総会後の経過を報告します。先月25日の総会の結果を受けて、9月27日付で東松山農林振興センターに、「不許可相当」の意見を付けて書類を進達しました。その後10月5日、申請者代理人と下里水利組合の方々と排水方法について現地で立ち合いを行いました。当初は申請地（建設予定地）から直接側溝に放流ということでしたが、今回話し合いにより配水管を側溝下より通し、町道を縦断させ、一番下の田んぼの取水栓の下流の側溝に接続するという事で合意しました。現在代理人が設計について町建設課と協議中です。

地元の話が円満にまとまりそうなので、小川町農業委員会として再審議すべく、取下申請をし、今後は、町道占用許可が下りて、水利組合から同意書もらった時点で、再度、小川町農業委員会総会で審議することになります。まだ、建設課からの許可は下りていませんが、おそらく11月総会で再度審議していただくようになります。

以上、報告とさせていただきます。補足説明がありましたら宜しくをお願いいたします。

6番田端委員

6番田端です。前回農業委員会で否決になったのですが、あのあと関係者と現場で話し合い、水道管を引っ張る関係で道を掘削する予定があるようなので、一緒に埋設してもらおうということで同意しました。自分としては農地を守りたいが、最終的に耕作放棄地になってしまうと仕方がないしある程度仕方がないことなのかなと。

推進委員内野委員 推進委員内野です。前回、農業委員会として協議したのは、水質の問題だけではなく、土地利用全体の観点についての農業委員会の見解を申し上げたと思うのですが。反対というわけではないのですが、次回そちらも併せてご審議ください。

議長 ありがとうございます。その他質問のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

議長 はい。ありがとうございました。つづきまして「その他」について入ります。その他について議題として取り上げることはないでしょうか。

(挙手なし)

議長 特にないようですので、それでは以上で本日の日程はすべて終了しました。これをもちまして平成30年10月第30回小川町農業委員会総会を閉会いたします。閉会時間は午後1時59分です。